

安全保障輸出管理に密接に関連する5つの注目点 —日本からの機微貨物・技術の流出阻止のために—

CISTEC 専務理事 押田 努

安全保障輸出管理は、直接には、大量破壊兵器や通常兵器の開発、製造等に用いられる機微な貨物、技術を懸念のあるユーザーに輸出・移転されないように厳しく管理するということを指すわけですが、より俯瞰的に見れば、懸念国やテロリストが平和と安全にとって脅威となる行動をとらないように抑止するという目的からの諸方策の中の一環と位置づけられます。

安全保障輸出管理は、貨物の輸出と技術の海外向け移転に着目した規制ですが、資金面や人の移動、企業の買収、サイバー攻撃その他による情報の流出などの周辺部分での動向も密接な関連を持っていますから、よく留意する必要があると思われます。

そのような観点から、最近、様々な注目すべき動きが報じられていますので、その問題の所在とともにご説明したいと思います。本号所収の識者の方々の寄稿と一部重複する部分もありますが、ご容赦ください。

なお、意見に亘る部分は、すべて筆者の個人的見解です。

1. 米国の対北朝鮮制裁の強化とその広汎な影響

—「労働者派遣」に関連した制裁の影響、北朝鮮の拠点の東南アジアへのシフト

北朝鮮に対しては、2006年以降、相次ぐミサイル発射、核実験に対して、累次の国連安保理決議に基づく制裁や、米国、日本等による単独制裁措置が取られてきました。

我が国の産業界も、制裁前には、アサリ等の海産

物、良質な無煙炭等の鉱産物、あるいはマツタケ等を輸入していましたが、全面輸入禁止措置により、直接間接を含めて、北朝鮮産品の輸入はなくなりました。

また、制裁措置も、目的は大量破壊兵器の拡散防止の観点からのものや、政府・党幹部の資金遮断等を狙いとしたものが中心だったかと思います。日本企業としては、そういったことに直接関係する局面はないと考え、関心が薄い面は否めないと思います。

しかし、最近の状況は、北朝鮮側の問題行動が多様化していることに伴い、制裁措置も（特に米国の制裁）また多様化しつつあります。このため、日本企業もよほど気をつけないと、実質的な経済制裁破りであり、北朝鮮の大量破壊兵器開発等のための資金確保を助ける取引をしたとして内外から批判を浴びるだけでなく、米国等の制裁対象にもなりかねないというリスクに直面する懸念があります。また、北朝鮮の拠点シフトの動きが急となっており、その観点からも要注意となっています。

(注) 北朝鮮が、6月新型の中距離弾道ミサイル「ムスダン」とみられるミサイル2発を発射しました。これを受けて国連安保理は非公開の緊急会合を開催して非難声明を発出しており、今後、制裁措置が一段と強化される可能性があります（6月23日現在）。

(1) 従来の経済制裁とは質的に異なる強力な米国の追加制裁措置

米国は、北朝鮮に対する制裁措置としては、これまで、武器関連の取引や北朝鮮政府、朝鮮労働党の幹部が関係する取引を中心に、大統領令や北朝鮮制

裁規則等で、資産凍結措置やSDNリストへの掲載といった制裁措置を講じてきました。法律に基づく制裁としては、イラン・北朝鮮・シリア拡散防止法による大量破壊兵器開発等に実質的に貢献しうる輸出行為を行った者に対するもの、愛国者法に基づきマネーロンダリングに関与した銀行としてマカオのバンコ・デルタ・アジアを指定し、そのコルレス口座の開設禁止等による国際金融ネットワークからの排除を狙ったものなどがありました。また、北朝鮮に特化したものとしては、大統領令は北朝鮮制裁規則等に基づく、武器関連、贅沢品、マネロン・麻薬その他の違法取引関連、北朝鮮政府や労働党に属する者・組織に関係する取引の禁止等がありました。これらはいずれも域外適用されるものです。

しかし、今年1月に国連安保理決議に違反して行った4回目の核実験に対して、国連安保理も中国、ロシアも含めた支持により更に厳格な経済制裁を実施しましたが、米国が2月に講じた追加的制裁措置も、一段と厳しいものとなっています。その内容は、田上靖「米国の北朝鮮関連域外適用制裁・規制の概要」(CISTECジャーナル2016年5月号、No.163所収)に詳しいですが、注目される点としては、次のような点が挙げられます。

- ①北朝鮮政府・労働党に関わる鉱産物やソフトウェアの供給・購入や、人権侵害、サイバー攻撃への関与に加えて、北朝鮮産業への従事(輸送、鉱山、エネルギー、金融サービスの各産業)、北朝鮮からの労働者派遣への関与など、北朝鮮が世界に脅威を与え、外貨獲得に資する行為を広く禁止したこと。
- ②従来の大統領令や規則によるものだけでなく、議会主導による北朝鮮制裁・方針強化法という法律に基づくものであること。
- ③資産凍結、SDNリスト掲載だけでなく、行政罰・刑事罰がケースによっては適用されること。

更に、米国財務省は、6月1日に、愛国者法に基づいて、北朝鮮を「資金洗浄の主要な懸念先」に指定し、金融制裁を強化しました。これにより、米国の企業及び個人は、北朝鮮との金融取引(ドル決済)が全面的に禁止されるとともに、第三国の金融機関が北朝鮮の実名口座、仮名口座を開設していることが調査で明らかになれば、その金融機関との取

引も制限されることとなります。これは、イラン向け金融制裁と同様の仕組みのものと思われます。北朝鮮は直ちに「自主権と生存権を侵害する違法な犯罪行為だ」との非難声明を出しました。

これは、北朝鮮との取引の大半を占める中国にも大きな影響を与えることとなります。中央日報(日本語版)によれば、「北朝鮮と取り引きする海外銀行はほとんど中国にあるので、マネーロンダリング憂慮対象国の指定は結局は中国の金融機関を狙ったものだった。外交消息筋によれば今回の措置に隠れた目標は、北朝鮮が中国の貿易・製造業者らで偽装したり借名を使ったりして中国の金融機関に開いた口座だ。これらの口座を摘発するか、でなければ中国の金融機関に対北朝鮮取引のリスク負担を抱えさせることで北朝鮮を避けるよう誘導しようとする試みだ。米国が中国の金融機関に対する取引の中断措置に実際に入れば中国政府は強く反発するものとみられる。」(中央日報日本語版2016年6月3日付け)。

(2) 注視すべき北朝鮮からの「労働者派遣への関与」関連の制裁措置

米国が2月に講じた追加制裁については、我が国産業界との関係では、北朝鮮からの労働者派遣への関与という点が問題となってくると考えられます。北朝鮮の外貨獲得の手段としては、ミサイル等の武器や麻薬の輸出、石炭、鉄鉱石、レアメタル、金等の鉱産物の輸出が中心でしたが、これらが国連制裁により禁止されたことにより、新たに「海外への労働者派遣」が行われています。米国の北朝鮮人権データベースセンターによると、既に5~6万人を派遣し、年間23億ドルもの資金が政府に搾取されているとのこと。また、今年3月に発表された米商務省の人身売買レポートによると、ロシア、中国、モンゴル、アフリカ諸国、中欧・中東を中心とした約40カ国が受け入れ先とされています(ウォール・ストリート・ジャーナル電子版2015年5月19日付け)。

米国の新たな制裁措置は、この労働者派遣による外貨獲得を遮断しようとするもので、米商務省は、次のようにまだ初期段階であり、今後受入企業、製品等を調査し、制裁対象としていくことを示唆しています。

「米商務省のキング北朝鮮人権問題担当特使は(4月)5日、オバマ米大統領が北朝鮮の海外への労働

者派遣を制裁対象に盛り込んだ新たな大統領令を発令したことについて、「(対北朝鮮制裁の)最初の段階」との認識を示し、「(韓米両国が)プロセスを始める段階にあり、その一環としてさらに情報を調査している」とした上で、「実際にどのような企業が(労働者を)雇用し、どのような商品を作っているのか。これらの商品を米国でも販売しているのかなどは、まだ分からない」と説明した。」(聯合ニュース本年4月5日付け)。

国連制裁では、まだ労働者派遣関与については制裁対象とはなっていないものの、米国の制裁が、域外適用される形でそれを制裁対象としたことは、大きなインパクトを持ちます。

このような動きを受けて、北朝鮮からの労働者の受入れを中止する動きも出てきています。韓国の中央日報(2016年5月25日付け)がポーランド国立労働調査局の内部文書を引用して報じるところによれば、2010~2016年の間に、ポーランドだけで14の会社が北朝鮮労働者を雇用しており(北朝鮮軍の高位要人が経営するものがあるとのこと)、ポーランドで働く北朝鮮労働者が一年に稼ぐお金が最大19億ドルに達するだろうと分析されています。派遣する会社の中には、国連の制裁対象である高麗綾羅島(コリョムナド)総貿易会社もあり、受入企業での労働条件も極めて厳しい模様です。

ポーランド政府は、米国が追加制裁において、労働者派遣関与者に制裁を科すこととなったことや、6月1日にマネーロンダリング懸念対象国に指定したことから、送金等の金融取引面での被害も予想されるため、北朝鮮労働者に対するビザ発給は中断しているとのことでした。

このような動きは、今後、北朝鮮からの労働者受入国にも広がっていくと思われます。我が国と特に関係してくるのは、中国であり、東南アジアでしょう。

(3) 朝鮮総連系中国企業からの大手スーパー等の衣料品輸入の報道

こういう流れの中で、産経新聞が、本年6月1日付けの一面トップで、総連系企業幹部が経営し、北朝鮮労働者700名が働く中国丹東にある縫製工場から、日本の大手総合スーパーと紳士服等販売企業とが、スーツ等の衣料品を輸入・販売していたと報じ

ました。また、6月27日付けでも、北朝鮮労働者約300人が働く中国の総連系縫製工場から衣料を輸入する紳士服製造卸会社に対して、大手銀行が現地確認の上、昨年から今年にかけて融資を続けていた旨報じました。(記事には企業・銀行名が書かれています)。

これは、日本と米国の経済制裁との関係で問題が生じ得ると思われれます。

第一は、日本が独自に発動している経済制裁のうち、北朝鮮からの全面輸入禁止措置との関係です。日本は、2006年の北朝鮮による核実験、ミサイル発射に対して、国連による経済制裁に先んじて、独自に輸入の全面禁止、一定額以上の送金禁止その他の制裁措置を発動しました。外為法第10条の新設後、初めての制裁措置となりました。これは、北朝鮮原産の製品の直接間接の輸入を禁止するものでしたが、その後も、しばしばマツタケやアサリ等の海産物の中国経由での不正な迂回輸入等が露見しました。

この制裁措置は、北朝鮮原産品が対象であり、報道されたような、中国において北朝鮮労働者が派遣されて働く工場で生産された産品を輸入することは、直接には我が国独自の経済制裁措置には抵触しません。しかし、輸出入の全面禁止措置や送金上限の制限等の目的は、北朝鮮による大量破壊兵器開発のための資金の調達を阻止するとともに、意思決定を行う最高幹部達に対する強力な圧力とすることにあります。

このような観点から見ると、中国での生産により中国原産品の形にはなりますが、総連系の者が経営し、北朝鮮労働者が派遣されて働く工場からの輸入は、北朝鮮の資金獲得につながるものであり、北朝鮮からの全面輸入禁止措置の脱法的行為になりかねません。

第二は、上記(1)(2)でご説明した米国の対北朝鮮制裁措置との関係です。米国は、今年2月の域外適用を含む制裁措置の一段の強化に加えて、今年6月1日、愛国者法に基づき、北朝鮮をマネーロンダリング懸念国に指定しました。

韓国の聯合ニュースは、次のように報じており、派遣元だけでなく、派遣労働者を大量に受け入れている中国企業も含めて、今後制裁対象となる可能性が出てきています。

本年6月4日に行われた第8回米中戦略経済対話において、「米国のジョン・ケリー国務長官は開幕演説で『北朝鮮の核問題で両国が引き続き協力していかなければならない』とし、『北朝鮮に対し圧力をかけ続けると共に、あらゆる行動を取るべきだ』と強調した。その上でケリー氏は『米国は今後、イランの核問題をモデルにして北朝鮮の核問題を解決していく』と述べ」（韓国ハンギョレ新聞 6月7日付け。ケリー長官の発言は、米 국무省のHPに掲載されています）、非米国企業に対する制裁の域外適用の拡大を示唆しています。

北朝鮮情報の専門誌であるデイリーNKジャパンは、韓国の縫製業者も、様々なパターンで中国の業者を介在させることによって、実質的に北朝鮮の労働者を使って作られた縫製品を輸入していたものの、最近ではそれも難しくなり、中国からの撤退が相次いでいる旨を報じています（デイリーNKジャパン本年3月30日付け）。

特に米国がこの2月に実施に移した域外適用の制裁は強力であり、これに抵触する場合には、米国でのビジネスができなくなるだけでなく、資産凍結、SDNリストへの掲載（SDNリストへの掲載のインパクトはケースによって異なりますが、北朝鮮向け追加制裁では、掲載組織等との取引をした場合にはその企業等自体もSDNリストに掲載されますので、全世界でのビジネスが困難となりかねません）、更には行政罰、刑事罰の適用もケースによってはあります。

このようなデリケートな状況を日本企業が認識しないまま、北朝鮮が密接に関係している中国等の業者から輸入を続けることは、極めてリスクです。日米の経済制裁の趣旨を踏まえず北朝鮮を利する行為として批判を浴びることになりかねません。

なお、今回の記事で問題となっているのは、縫製品が対象ですが、北朝鮮労働者を受け入れている企業、工場は、縫製品だけとは限りません。ソフトウェアや、電子・機械等の分野もあり得るでしょう。日米の経済制裁の趣旨、動向に十分留意し、また、国連経済制裁の拡大の動きにも目を配る必要があると思われます。

（4）北朝鮮の拠点の中国から東南アジアへの移動

北朝鮮が、国連経済制裁や米国経済制裁の強化によって、対外活動の拠点を中国から東南アジアにシフトさせているという報道がなされています。

これは、東洋経済ONLINE（2016年5月5日付け）が、韓国の中央日報（同5月3日付け）の報道として紹介しているものです。

そこでは、同紙が「北朝鮮の貿易関係者や外貨稼ぎを担当する幹部ら50人が今年3月、中国に築いていた活動拠点をタイやカンボジアなど東南アジアに移し始めた」と報道した。北朝鮮の消息筋の証言とした内容では、『北京や上海など中国主要都市に滞在してきた北朝鮮の幹部級がベトナムやタイ、カンボジア、ミャンマーなどに拠点を移した後、新規事業を模索している』と述べたという。」とし、彼らの中には、国連経済制裁の対象である朝鮮労働党39号室や朝鮮鉱業貿易開発協会（KOMID）、瑞川（タンチョン）商業銀行の幹部関係者も含まれるとしています。

そして、「特にインドネシアやマレーシアなど、ビザ取得といった北朝鮮関係者の出入国に対する規制が相対的に緩い国もある。そのため前述の消息筋は『カンボジアのように、その国の国籍取得が簡単な国家では、北朝鮮の関係者が現地国籍を主として活動する国もある』と証言する。（中略）中央日報の報道では、別の北朝鮮消息筋の話として、『国連安保理で対北朝鮮制裁案を決議した後の今年3月上旬から、中国の貿易関係者や外貨稼ぎ担当の幹部らを東南アジアに送り始めた。中国が国連制裁決議の実行に積極的な姿勢を見せ始めると、北朝鮮の活動がより自由と判断した地域に移り始めた』と言う。」

中国が、北朝鮮による度重なる核実験に反発し、3月採択の対北朝鮮国連決議を厳格に履行しつつあることによって、北朝鮮経済は窮地に立ちつつあるといわれます。追加制裁によって、北朝鮮から出たり向かう船舶すべてが制裁対象となり、また北朝鮮からの天然資源（石炭、鉄、鉄鉱石、金等）の輸出も禁輸対象となりました。これを中国政府が履行することにより、中朝貿易の拠点の丹東でのトラックの往来も半減するなど、中朝間の貿易は落ち込んでおり、中国の主要銀行が北朝鮮への送金業務を停止したほか、自国産の金の延べ棒を中国経由で密

輸することにより貿易決済に使用していたのができなくなるなど、外貨不足に苦悩していると報じられています（読売新聞2016年6月3日付け）。このような中国の姿勢が、北朝鮮の拠点の東南アジアシフトを急がせている模様です。

なお、輸出管理規制当局筋の話では、シンガポール、マレーシア等が新たな迂回調達拠点として注視されているとのこと。輸出管理への取組が比較的進んでいる国々（特にシンガポール）だけに、意外な感もありますが、地場企業が利用されるようです。前掲の中央日報によれば、北朝鮮の資金管理を担当し、その後韓国に亡命した韓国・国家安保戦略研究院のキム・グァンジン博士は、シンガポールでその任に当たっていたとあります。

2. 有名国立大准教授に対する北朝鮮制裁の一環での再入国禁止措置とその関連

一懸念者のスクリーニングと居住者・非居住者に係る議論

(1) マスコミによる報道

産経新聞（本年5月2日付け）は、対北朝鮮向けの我が国独自制裁の一環として、朝鮮総連傘下の科学技術協会（科協）の構成員を対象とした北朝鮮渡航後の再入国禁止対象に京都大学・原子炉実験所の准教授が含まれていたことがわかったとして、以下のように報じています。

「准教授は過去、北朝鮮の科学技術開発に貢献するための日本国内の団体から研究奨励金を受けていた。（中略）准教授は原子力学が専門で、京大で博士号を取得し日米韓の関係学会に所属。国際原子力機関（IAEA）の共同研究にも参加、論文引用回数が最多だったとして受賞するなど中核的な研究者として知られている。一方、北朝鮮や朝鮮総連との密接な関連がある「金万有科学振興会」から、かつて核技術に関する研究で奨励金を得ていた。（中略）同実験所は先月、准教授から事情聴取。准教授は今年2月中旬に法務省から「北朝鮮に渡航した場合は再入国できない」との通知を受けたことを認める一方、北朝鮮渡航は「一度もない」とし、今回の措置については「心当たりはない」と話した。同実験所

が過去の公用渡航歴の提出を求めたところ、韓国に多数回の出国歴があったほか中国、欧米への渡航歴があった。」

この報道は、平行して、月刊『正論』（本年5、6月号）に掲載された西岡力教授の寄稿でもより詳しく取り上げられて、再入国禁止措置の対象は22名とされ、その内、「核・ミサイル技術者」は5人が対象となっているとして、その実名が記載されています。経産省の外国ユーザーリストにも掲載されている「金剛原動機合営会社」の社長、副社長だったとされています。また、再入国禁止対象としては、朝鮮総連幹部ら22人のほかに、北朝鮮関連の違法貿易などに関与した刑確定者ら20数人にも拡大されており、対象者は過去最多の計45人前後になった旨の報道もなされています（共同通信本年3月26日付け）。

（注）本件に関しては、本号所収の野村旗守氏による「狙われる日本の先端技術（Part 2）」でも取り上げられています。

(2) 国会での大学・研究機関での採用時のスクリーニングに関する議論

これらの報道は、国会質疑でも取り上げられました（衆院「北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会」平成28年5月12日、松原仁議員の質疑）。

まず、再入国禁止措置の対象者については、「政府全体で総合的に判断をしておりますところ、その氏名、肩書、人数等の詳細については、事柄の性質上、お答えを差し控えさせていただきます。」との答弁が法務省よりなされています。

そして、国連決議や外為法との関係での違反の可能性についての質疑に続き、大学・研究機関での採用時の懸念の有無のスクリーニングについての質疑応答が、関係4省庁に対してなされています。松原議員は、国連安保理決議1718号主文8（a）における「全ての国連加盟国が、北朝鮮に対する自国の領域を通ずる、または自国民による大量破壊兵器関連の一定の品目や技術の直接または間接の移転を防止すること」との決定に言及し、その趣旨に即しての措置として、採用時のスクリーニングの必要性を取り上げています。

○松原議員 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイ

ダンスについて、これは外国人と書いてありますが、この外国人というふうなせりふは果たして妥当なのかどうかということを上申したいわけであり

ます。過去において、日本人でも、オウム真理教のような、ああいった極めて悪質な事件も発生をしているわけでありまして。このガイダンスには、外国人、こうなっていますね、機微技術の研究開発に従事する教職員を外国から採用する際には、当該採用者のいろいろなチェックをしなさい、スクリーニングしなさいと書いてある。これは、いわゆる外国人ではなくて、日本に居住できる人も含めて、日本人を含めて該当させるべきだと思いますが、いかがですか、経済産業省。

○高木副大臣（経産省） 経済産業省として、大学及び研究機関向けの、安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンスにおきまして、大学等が機微技術の研究開発に従事する教職員を外国から採用する際には、安全保障にかかわる貿易に当たる可能性があるため、当該採用者の経歴などをチェックするように推奨しております。

本ガイダンスはあくまでも外為法で規制される貿易を対象とするものであり、日本国内における日本人の間の知識の交換などについて規律することは法律の授權の範囲を超えております。ただし、一般論として、大学などにおいて機微技術を適切に管理することを促す取り組みを強化することについては、文部科学省とも相談しながら、さらなる検討を進めていきたいと考えております。

○義家副大臣（文科省） 国立大学法人における教員の採用については、教育研究実績に鑑み、各大学の責任と判断で行われるものでありますが、関係機関からの情報が行われ、例えば国家の安全保障の観点で考慮が必要な場合には、必要な対応がとられるべきものと考えております。

○高木副大臣 経産省としても、文科省と協力して、大学並びに研究機関に対して、ガイダンスも含めて輸出管理に関するさまざまな普及啓発活動をこれまでも行ってまいりましたけれども、今御指摘いただきましたし、今後、文科省と協力して、採用時により慎重な経歴などの確認をするよう、大学等への働きかけをさらに強化していきたいと思っております。

○杉山政府参考人（公安調査庁） スクリーニング

というのがどのような項目についてどのような情報を提供しろということなのか明らかでないので、一概にお答えすることは困難ですが、法令の範囲内で可能な協力はしていきたいと思っております。

○松本政府参考人（警察庁） スクリーニング制度につきましては、どのような項目についてということを現時点まで伺っておりませんので、一概にちょっとお答えはできないんですが、所管の省庁から御相談があれば、我々としても適切に対処してまいりたいと考えております。

（3）安全保障輸出管理とその関連分野に 関連する課題

この一連の報道や国会での問題提起は、安全保障輸出管理の問題だけでなく、その周辺分野での課題にも関連してきます。安全保障輸出管理の観点からは、外為法上の無許可輸出・技術移転はなかったのかどうかという点だけでなく、例えば、教職員の海外出張時の管理当局のチェックがなされているかという問題が考えられます。最近では、大学での輸出管理の実効性を高めるため、教職員の海外出張時にチェックシートの提出を義務付けたり、旅費の支給を連動させる等の措置を講じる大学もあります。それらの措置が機微技術を研究する大学で基本的なルーティンとして行われているかどうか、ということが改めて想起されるところです。

また、技術移転規制における例の居住者、非居住者による枠組みの問題も関係してくるでしょう。国内のみなし輸出（技術移転）規制では、居住者から非居住者に対する移転のみが対象となっています。朝鮮総連関係者などは永住者であり、外為法上は居住者です。海外からの留学生は6ヶ月経過すると居住者扱いとなります。そうすると、居住者である科協構成員の大学教職員が、同じく居住者である留学生に対して機微技術を移転することは、直接的には規制の枠外になります。永住者である研究者、学生らとの間の機微技術の移転もまた同様です。科学技術協会の会員だから直ちに懸念ありということになるわけではもちろんありませんし、対外取引規制である外為法の枠組みでは、機微技術であったとしても、国内での移転のすべてを規制することには限界がありますが、祖国の発展への貢献が理念である以

上、北朝鮮への移転を前提としたやり取りがなされる可能性はあることには十分留意する必要があると思われる。

この現行規制の問題は、後述するテロ資金規制の枠組みにおいて、FATF（国際金融作業部会）が、国内でのテロ資金の授受が規制対象外だとして対日勧告した問題点の構図と共通する問題となってきます。経産省においては、制度的制約がある中でも、機微技術ガイダンスその他において、教職員や留学生の受入段階でのチェックや、その出国時の技術移転規制の対象である旨の注意喚起の必要性を訴えているほか、外務省においても、ビザ発給時に必要な審査を行うなど（英国などでもそのようなチェックが政府によって行われています）、現行規制の範囲内でできる限りの対応はなされているところではあります。

これまで、留学生の「居住者」化等、国内取引における居住者、非居住者の規制の枠組みの制約は、制度的課題として認識されてきましたが、朝鮮総連の科協の構成員である教職員の問題については、科協に係る問題の一つとして潜在的なものに留まっていた感があります。今回の、対北朝鮮制裁の一環としての、科協構成員である国立大准教授に対する再入国禁止措置が講じられたことによって、その問題が顕在化した形です。この問題は、後述する「大学の軍事研究禁止」に関する議論とも関係してくると思われる。

今後、スクリーニングの議論や、居住者・非居住者の規制の枠組みに関する議論がどうなるのか、フォローしていく必要があると思われる。

3. 朝鮮総連による「ウリナラの科学技術 ザ・ベスト10」一核・ミサイルの製造能力向上に寄与したと思われるCNC技術の発展が第2位に

(1) 若年層向け『セセデ』誌の記事

前述の国会質疑の中で、議員より、「ウリナラの科学技術 ザ・ベスト10」というものに言及がなされていました（「ウリナラ」は祖国の意味）。これは、在日朝鮮人（北朝鮮系）のための若年層向け情報紙『セセデ』（新世代の意味）という雑誌の今年

の3月号の特集記事の一つです。

この記事に掲載されている朝鮮総連科学技術協会会長が選んだウリナラ科学技術ランキングは、次のようになっており、いずれも大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造にも密接に関係する重要技術であることから、輸出管理面からも注視されるであろう。

第1位	人工衛星「光明星-4」号の成果的打ち上げ
第2位	CNC技術の発展、向上の近代化
第3位	プログラム開発
第4位	光ファイバー通信の利用
第5位	石炭化学の発展
第6位	電子図書館、科学技術普及室の設立・運営
第7位	重要生産設備と教育・文化施設、住宅の建設
第8位	科学技術人材育成
第9位	高麗薬・高麗医学の発展
第10位	体育科学の発展

第1位の「光明星4号」は、今年2月に国連決議に違反して打ち上げられ、軌道投入に成功したもので、事実上の（弾道）ミサイルといわれています。これはもちろん、国際的な平和と安全にとっての脅威となることは間違いありませんが、第2位の「CNC技術」も気になるところです（CNC=コンピュータ数値制御）。

上記の『セセデ』誌記事では、1992年に開発グループを組織し、2009年には9軸マシニングセンターを開発するまでに至ったとするとともに、機械工場、食品工場等の民生部門の効率化に寄与している旨が書かれています。総連系の『セセデ』誌に、科協会長として紹介していることは、総連や科協の「貢献」を示唆するものとも考えられます。

北朝鮮におけるCNC化については、2009年8月以降、金正日総書記の指導が結実したものとして広く流布されるようになり、90年代初頭から着実に取り組み、今やCNC工作機械を自力生産できるまでに至ったとの主張がなされ始めました。そして、2011年時点で、国防部門で大陸間弾道ミサイルと核弾頭のような各種「先端戦略武器」や通常兵器などに適用されたことが言及され、蓮河機械工場が、CNC工作機械のモデル的大規模生産拠点として喧伝されるようになった由です（飯村友紀「北朝鮮CNC政策の諸相」（国際問題研究所『2012年の北朝

鮮』所収)による)。

その内実が実際にどのようなものかはわかりませんが、プロパガンダ的色彩も少なからずあると思われませんが、しかし、実際に、彼らの主張に即した形で北朝鮮の軍事力が向上し、遂には数次の核実験、弾道ミサイルの発射成功にまで至っていますので、CNC技術の導入による高精度の工作機械の導入・自力生産が、北朝鮮の核、ミサイル開発を支えたことは間違いないところでしょう。

その技術がどのようにして北朝鮮に流れたのかは大変気になるところです。これまで、中国や台湾経由、あるいは米国や我が国からの不正輸出が摘発されており、その中には、2000年から2008年にかけて、核開発等に利用可能なCNCマシニングセンターの測定データを改竄して性能を低く偽って無許可で韓国等に約650台輸出したとして、懲役と輸出禁止処分を受けた事例も、2009年にありました。あるいは、2000年から2006年にかけて位置決め精度のデータを改竄して、欧米・アジア諸国十数カ国に輸出した事例も2008年に表面化しています(いずれも北朝鮮に渡ったかは不明)。一部報道では、1992年に、我が国企業から日本製CNC旋盤とその図面とが北朝鮮に渡るとともに、同時期にスイス製歯切盤と図面とが渡ったと報じられていますが(当該企業は否定)、『セセデ』誌記事では、正に1992年に開発グループを組織したとされ、2009年には9軸マシニングセンターを開発するまでに至ったとしていることや、1990年代に飛躍的に北朝鮮の軍事力が向上したことと考え合わせると、我が国企業の関与、貢献の有無が気になるところです(元々、1980年代、90年代、更には2000年代においても、北朝鮮が良質で豊富な鉱物資源をあること等から、日欧その他の国々は、北朝鮮との間で相当程度の経済交流を行っており、それが北朝鮮の産業・経済面の底上げを助けたことは否定できないところでしょう。特に我が国においては、朝鮮総連という存在がありましたから、それが関わる合法、非合法を含めた資金、ハイテク機材の提供等が、発展に寄与した可能性は多分にあると思われま)。

改めて、懸念国による迂回調達と朝鮮総連系企業・組織による不正輸出とを阻止する必要性を感じさせます。

(注)北朝鮮のCNC化については、本号所収の堤一

直氏による「北朝鮮におけるCNC化の推進実態に関する検証—工場、科学者への着目を通じて—」に詳しく解説されています。

4. テロ資金規制の中での 貨物・役務の提供規制への広がり —外為法以外での類似規制の広がりと、 国内規制の実効性への国際的関心

(1) テロ防止関連二法の概要

この点については、拙稿「外為法を補完するテロ防止関連の新規二法」(CISTECジャーナル2015年11月号、No.160所収)において、ご説明したところですが、従来、テロ防止のための資金規制の枠組みが、国際政府間機関であるFATF(金融活動作業部会)の勧告によって、資金提供に留まらず、動産、不動産、役務、物、技術、情報等の提供も適用対象として拡大されました。先進国の中では、日本のみが勧告になかなか対応できず、異例の警告を受けて、やっと2014年の秋以降、法制化が進んだものです。具体的には、改正テロ資金提供処罰法(2014年12月施行)と、国際テロリスト財産凍結法(2015年10月施行)です(他に、マネーロンダリング対策を強化する改正犯罪収益移転防止法があります)。

前者は、テロに資する又は用いられる物品、役務その他一切の利益を、テロ企図者・協力者に故意に提供することが、国内外を問わず禁止されます。テロ企図者・協力者が具体的に規定されているわけではありませんが、これらに結果的に関与することがないように、テロキャッチオール規制的な観点で、十分注意することが必要となってきます。

後者の国際テロリスト財産凍結法は、公告又は指定されたテロリストに対して、金銭、有価証券、貴金属等、土地、建物、自動車その他これらに類する財産として政令で定めるものを提供する場合には許可を受けるべきこととされています。政令では、総トン数20トン以上の船舶、小型船舶、有人飛行機・ヘリコプターとなっています。社会的に注目されているドローン等の無人飛行機・ヘリコプターは、現時点では対象となっていません。

国際テロリスト財産凍結法上のテロリストの公告の対象は、次のようになっています。

①国連安保理決議第1267号等により制裁リストに

記載されたタリバーン関係者等

- ②国連安保理決議第1373号によりその財産の凍結等の措置をするべきこととされている国際テロリストとして国家公安委員会が指定した者

(2) 留意点1—外為法以外のテロキャッチオール規制的位置づけ

これらのテロ防止のための資金関連規制の中で、一定の貨物・役務の提供が規制されるということは、あまり知られていないかもしれません。所管が違うため、経産省から注意喚起がなされることがありません。

改正テロ資金提供処罰法は、貨物、役務、その他一切の利益を、テロ関連用途・需要者に移転してはならないということですから、上述の通り、テロキャッチオール規制的なものでしょう。しかも、海外向け、国内向けを問いません。外為法では、大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制とがありますが、テロキャッチオール規制はありません。外為法上のキャッチオール規制は、大量破壊兵器なり通常兵器なりとして外為法の別表等で定義されている武器の製造、開発、使用に必要な（一部「係る」）貨物・技術が対象です。しかし、通常の自動車、モーターボートのように、それ自体は武器ではないけれども、それに自爆テロ犯が乗って突っ込むような使い方をする場合には、キャッチオール規制の定義からして外為法の対象にはならないわけです。

また、国際テロリスト財産凍結法が規制対象とする自動車、船舶、小型船舶、有人飛行機・ヘリコプターは、外為法では、汎用品である限りは、リスト規制の対象とはなっていませんが、公告テロリスト向けといういわば需要者要件に該当する場合には、国際テロリスト財産凍結法上の許可対象となるという仕組みです。

このように、テロ防止関連二法は、外為法を補完するテロキャッチオール規制法的位置づけとなっています。

(3) 留意点2—国内取引も規制対象となる点

また、テロ防止関連二法は、外為法では必ずしも全てカバーしない国内取引についても規制対象となっています。改正テロ資金提供処罰法では提供場所

の内外を問いませんし、国際テロリスト財産凍結法では、外為法で規制している部分は外為法で規制し、それ以外の部分を同法で規制するという枠組みです。

もともと、国際テロリスト財産凍結法の制定経緯としては、国内取引が規制対象から洩れているという点が問題だとして、FATFから指摘されていたことにありました。昨年10月2日付けで、警察庁より運用通達が発出されていますが、その冒頭で、制定経緯として次のように書かれています。

「外為法の措置は、外為法上の非居住者（日本に住所等を有していない者）が我が国の金融機関に預金口座を有している場合の預金の引出し、外国にいるテロリストに対する我が国からの送金等、対外取引を対象として規制しているため、我が国に居住しているテロリストが我が国の金融機関に預金口座を有している場合の預金の引出し、我が国に居住しているテロリストに対する我が国からの送金等については規制されていない状況にあった。この点、テロリストが我が国に居住していなければ実質的な問題は生じないが、少なくとも制度上に不備があるとしてFATFから指摘を受けていた。このため、法は、関係する安保理決議に関し、外為法で規制されていない部分に対応するために制定されたものである。」

ここでは、資金の観点から述べられていますが、規制対象となった自動車、船舶、小型船舶、有人飛行機・ヘリについても、その輸出・国内取引とも外為法では規制の対象外です。したがって、これらの貨物の公告テロリスト向けの提供は、輸出、国内取引とも、この国際テロリスト財産凍結法により許可対象となってきます。

(4) 留意点3—外為法の国内技術移転規制との差異

テロ防止関連二法では、資金、財産、その他の利益の提供相手はテロリスト等ですが、外為法のように、提供者、被提供者について居住者・非居住者という属性は関係ありません。というか、国際テロリスト財産凍結法では、外為法の資金提供規制がそのような属性で規制しているがために、規制の洩れが生じているのでその不備を埋めるために立法されたという経緯です。

外為法の大量破壊兵器、通常兵器に関する国内で

の技術提供規制では、居住者から非居住者への移転のみが対象となっています。国外向けのボーダー規制のように、移転元、移転先を問わず、また居住者・非居住者の属性を問わず規制対象となる仕組みにはなっていません。FATFの勧告は、テロ防止規制の上では、国内取引規制に不備があるとされたわけですが、そういう視点で見ると、大量破壊兵器等の開発・製造等に関する技術情報の国内移転規制についても制度上の不備があるということになってきます。これに伴う問題が、「2.」で述べたような事例によって顕在化してきた感があります。

平成21年の外為法改正の検討過程では、技術提供規制におけるボーダー規制の導入に併せて、国内取引（みなし輸出規制）においても、提供元、提供先ともに属性を問わないエンドユース規制の案が試案として提案されたことがありましたが、最終的には導入は見送られ、従来規制のまま現在に至っています。いずれ、この点に関しても、検討課題の一つとなっていくものと思われる。

5. 日本学術会議での「軍事研究禁止」方針の再検討

一懸念国への「意図せざる機微技術の流出防止」の必要性の認識と対応こそ喫緊の課題

(1) 「安全保障と学術に関する検討委員会」の設置

日本学術会議が、本年5月20日に、「安全保障と学術に関する検討委員会」を設置し、いわゆる「軍事研究禁止」方針の見直しを行うこととなりました。その設置提案書では、課題として、次のように書かれています。

「日本学術会議は1950年に「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明（声明）」を、1967年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発出した。近年、軍事と学術とが各方面で接近を見せている。その背景には、軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難になりつつあるという認識がある。他方で、学術が軍事との関係を深めることで、学術の本質が損なわれかねないと

の危惧も広く共有されている。

本委員会では、以上のような状況のもとで、安全保障に関わる事項と学術とのあるべき関係を探究することを目的とする。

具体的には、以下のような審議事項を想定している。

- ①50年及び67年決議以降の条件変化をどうとらえるか
- ②軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について
- ③安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響
- ④安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
- ⑤研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか

(2) 国家安全保障戦略の政府決定と「安全保障技術研究推進制度」の創設

このような再検討が行われることとなった背景としては、2013年12月に政府決定された「国家安全保障戦略」において、「技術力の強化」が戦略の一つとして掲げられ、「安全保障の視点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく」として、産学官連携の必要性が謳われたこと、及びこれを受けた制度として、防衛省により「安全保障技術研究推進制度」が創設されたことがあると思われる。

学術会議が再検討の方針を明らかにする以前に、昨年1月に、東大が総長見解として、「学術における軍事研究の禁止」は東大のもっとも重要な基本原則の一つとしながらも、軍民両用技術（デュアル・ユース）のあり方は「丁寧に議論し対応していくことが必要」として、問題提起をしています。そのような東大の動向も、学術会議全体での見直しの動きにつながったものと思われる。

「安全保障技術研究推進制度」は、2015年度に創設され、当初は総額3億円で発足しましたが、16年度には6億円となりました。初年度の採択9件のうち4件は大学による研究テーマでした（大学の応募件数はもっと多い）。自民党国防部会は、本年5月に、同制度の総額を100億円規模に大幅に引き上げ

るよう提言をまとめています。

大学としては、文科省による研究助成金や大学運営交付金は削減される一方で、増額されていく「安全保障技術研究推進制度」による研究費は、少なからぬ吸引力を持つと思われ、国家安全保障戦略での大学への期待とともに、その現れである同制度の拡充とが、今回の学会会議での再検討の背景にあると思われま。

もちろん、それ以前に、「軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難になりつつある」という認識が出てくるのは、コンピュータやインターネット、GPS等学術を支える基幹ツールが軍事技術から派生したものだということを想起すれば自然な成り行きです。我が国周辺の安全保障情勢の緊張と防衛力の強化の必要性という国家安全保障戦略の問題意識が実際に共有されつつあるということもあると思います。学会会議の大西会長は、自衛目的の基礎研究は一定の範囲で許容されるとの考えだと各種マスコミで報じられています。

(3) 各大学の動向

この学会会議における「軍事研究禁止」方針の再検討については、各大学、研究者、マスコミ等で反対の声もありますが、文科相、科学技術担当相とも、各大学・研究機関での検討に委ねる旨明らかにしています。

全国の大学の考え方について、毎日新聞（2016年5月23日付け）が、アンケート調査結果を報じています。軍事研究のついての一定の指針等があるのは回答の4割弱に留まり、届出・審査の仕組みがあるのも約4割となっているとの結果になっています。

「安全保障技術研究推進制度」に対しては、主要国立大学を含む12大学が応募しない方針を決めているとし、応募しない理由として「軍事技術や武器・兵器などの開発応用に直接つながる研究に誘導される可能性が否定できないため」等の理由があがっているとのことです。

(4) より緊急の課題—周辺懸念国への機微技術流出の現実的リスクの認識と対応

いろいろと議論することは悪くないとは思いますが、安全保障輸出管理に携わる立場から見ると、正

直なところ、かなり迂遠な議論に思えます。

【「抑止力」概念の理解不足と、ダブルスタンダード】

「軍事研究禁止」というのは、我が国の防衛力向上に資する研究開発も否定しているようですが（＝防衛省が関わるものは不可）、北朝鮮、中国、ロシア等の近隣諸国において（特に前2カ国）による軍事的威圧に対して、どう対処すべきと考えているのかがよくわかりません。外交的手段だけでなく、防衛力を高め十分な抑止力を有することによって、安全と平和を保つということが、長年行われてきたことです。おそらく、「抑止力」という概念を共有できなければ、議論はかみ合わないのではないかと思います。自衛隊の存在を否定する研究者らが、「軍事研究の禁止」方針の堅持を主張しているのであれば、議論がかみ合うはずありません。

東京大学名誉教授の加藤寛一郎氏が、次のような興味深い逸話を語っています。

「実は私は大学で、軍事研究をしたと非難された。そもそも採用された時に『軍需工場から来た教官』という立て看が正門前のイチョウ並木にずらり並んだ。その後、博士課程で指導した学生が通産省傘下の研究所に就職し、防衛大学校の教官と共著で論文を書いた。私はその謝辞の中で感謝されたため、連日ヘルメットの軍団に囲まれ、自己批判を迫られた。工学部長にも呼ばれ、暗に自己批判を促されたが従わなかった。当時の職員組合の定義では、防衛大学校から本を借りることさえ軍事研究だ。その直後、東大工学部が受け入れた中国人留学生の一人の研究テーマが『ミサイルの制御』だった。同じ工学部長はその指導を私に命じた。」（東京新聞2015年7月28日付け）

同氏に自己批判を促す一方で、中国人留学生へのミサイル制御の指導を命じるようなダブルスタンダード的発想が、現在の「軍事研究禁止」方針見直し反対の中に依然として存在するのであれば、建設的議論ができるとは思えません。

【軍事研究に関わる米欧の大学と、学術の公開性・透明性等との関係】

「安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響」「安全保障にかかわる研究資金

の導入が学術研究全般に及ぼす影響」とのことですが、欧米その他の海外諸国では、安全保障関連の研究に関わる大学・研究機関は著名大学を含めて多数ありますし、国防総省の資金で研究している事例もまた多数あります。DARPA（米国・国防高等研究計画局）主催のコンテストでは、米国の主要大学のチームが優勝を競っています。日本のノーベル賞受賞者のお一人は、国防関連予算を取得するために米国籍を取得したと語っています。そういった欧米の大学・研究機関や研究者が、国防関連研究に従事することによって、学術の公開性・透明性なり学術研究全般に何か悪影響を与えたということがあるのかと考えると、具体的にはよくわかりません。

【我が国大学の機微技術が近隣懸念国の核・ミサイル開発や軍備拡張に使われる現実的可能性をどう認識しているのか？】

より基本的疑問として感じるのは、「軍事研究禁止」として、我が国の防衛力向上への寄与を否定する立場の人々が、近隣諸国に我が国大学・研究機関のハイテク技術が流れ、その軍事力向上に寄与することを阻止することについて、どれだけ問題意識を持って実効的に対処しているのだろうか？ ということです（前掲の加藤寛一郎氏の語る逸話に出てくるような人々であれば、そういう発想はおそらくないでしょう）。

より具体的にいえば、中国の軍産学複合体の中で位置づけられた大学・研究機関との交流や、2000年代半ばより本格的に展開されているデュアル・ユース戦略の中で制度化された軍事四証（人民解放軍の調達、研究等に関わる企業、大学等に必要な認証）を有する大学等との交流の上でのリスクや、あるいは北朝鮮と密接に関わりのある朝鮮総連傘下の科学技術協会等の大学・研究機関での活動等について、どう認識し、対応しているのか、ということです。「大学の国際化」の促進に際しては、そういうリスクも同時に高めることになることも念頭に置く必要があると思われます。

「学術の公開性、透明性」を言うのであれば、報じられるように、もし朝鮮総連系の団体から資金を得て核関連技術の研究を行い、大学当局も把握しないままに海外出張を繰り返していたとすれば、そのほうがよほど「学術の公開性、透明性」を損なう

（しかも著しく）話です。あるいは、中国人民解放軍の軍事近代化に資する研究開発を、その系統の組織からの資金によって行い、あるいは、ハイテク特許を知財戦略の名の下に許諾し指導までするようなことがあれば、それもまた「学術の公開性、透明性」を著しく損ない、国益に反することは明らかです。それらが、大学の自治、研究の自由の名の下に外部チェックなく密やかに行われているのであれば由々しき問題です。

【大学のハイテク技術が狙われている内外での数多の事例】

米国での技術流出等の違法行為摘発事例には、大学に関わるものが多数含まれています。本号所収の森本正崇による「対中技術流出事案の分析—米国の摘発事例を中心に—」を見ると、中国の大学や研究者らが、米国からの技術窃取にいかに関わっているかを、米国の司法当局の起訴状をもとにして、その具体的「手口」まで含めて詳細に解説されています。また、同氏による「安全保障上機微な技術の収集動向の分析—2015 Targeting U.S. Technologies—」(CISTECジャーナル2016年1月号、No.161所収)や風間武彦氏による「狙われる米国の機微技術—諸外国の対米情報収集活動」(同2014年11月号、No.154所収)では、米国防総省傘下の国防保全局が毎年、安全保障上機微な情報の不審な収集動向をまとめているDSS報告書の概要を紹介されていますが、そこでは、学術に関する依頼、大学を利用した情報収集が上位にきています。加藤もえ「【参考資料】最近海外メディア等で報道されている大学・研究所関連の違反事例」(CISTECジャーナル2014年11月号、No.154所収)でもまた、大学等を舞台にした海外の摘発事例が紹介されています。更に、同じく本号所収の野村旗守氏による「狙われる日本の先端技術 (Part 2)」では、北朝鮮や中国のハイテク技術の調達動向について解説されており、大学の関わりにも言及されています(同氏の記事では、最近邦訳が出版され注目された『中国の産業スパイ網—世界の先進技術や軍事技術はこうして漁られている』の主な内容が紹介されています。野村氏の論考については、Part 1に当たる「近隣諸国の対日有害活動の実態について—様々な手法で狙われる日本の最先端技術」(CISTECジャーナル2014年11

月号、No.154所収)も併せてご参照ください)。

我が国でも対日有害活動は、研究者、留学生等も関係しており、「巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っている」ことは、警察白書等でも毎年指摘されていることです。

冒頭の「2.」で言及した、有名国立大准教授に対する北朝鮮制裁の一環での再入国禁止措置が明らかになったことは、我が国の大学のハイテク技術が、周辺懸念国の大量破壊兵器開発に使われた可能性を強く示唆するものであり、その潜在的リスクが顕在化したということです。拙稿「大学が震撼する日—今そこにある、大学発の懸念国での大量破壊兵器開発、軍拡促進リスク」(CISTECジャーナル2014年11月号、No.154所収)では、そのようなリスクを十分認識して対応しないと国際社会からも含めて指弾されかねないということを述べたものですが、その中で、それが現実になりうる仮想事例を14ケース挙げました。今回の有名国立大の准教授の一件は、冒頭の「仮想事例1」とほぼ同じものです。

このような我が国の大学発のハイテク技術が、その甘い管理によって流出し、周辺懸念国における大量破壊兵器開発や軍備増強が促進され、我が国と世界の平和と安全とが脅威に晒されたということが、もし現実のものとなったとき(潜在的に進行していることが示唆されていますが)、その時に大学が受ける指弾は尋常のものではないだろうということです。「日本の大学は、我が国を守る自衛隊の防衛力向上のための貢献は拒否するが、我が国と世界の平和と安全を脅かす国々の大量破壊兵器開発や軍拡には喜々として協力するのか?!」と問われるということです。

【大学が米国の経済制裁を受ける現実的可能性】

単に社会的に指弾されるというだけでなく、我が国の外為法や米国の域外適用により制裁を受けかねないという懸念も現実にあります。米国法では、たとえば「イラン・北朝鮮・シリア拡散防止法」が、これらの懸念国の大量破壊兵器開発に実質的な貢献をしうる貨物、技術、サービスの輸出・移転行為をした者は、いかなる国からのいかなる品目(EAR対象外品目を含む)であっても、制裁対象となるとされています(制裁内容は、対象者との取引禁止、政府調達への参加禁止、組織名等の公表)。

日本の上場企業の東南アジア法人がその対象となったことがあります。日本の大学が同法等の対象にならないという保証はありません。米国では、米国テネシー大学のロス教授の武器輸出管理法違反による立件がよく知られています。これは、中国人大学院生に、無許可で国防関連技術データを開示したとして逮捕、実刑判決を受けたものですが、同教授はその10年前から中国を頻りに往復し、精華大学等から名誉博士号を授与され、研究室に留学生を迎え入れていたといえます。大学が立件されなかったのは、ロス教授に警告を発していたためでした。米国法では、そのように、単に違法輸出・移転をした者だけでなく、その防止のためにきちんと管理をしなかったことを以て制裁を受ける可能性もなしとしません。米国の制裁法の適用は、通常のデュープロセスは期待できるとは限りませんから、なお怖いものがあります。

【「公開」に伴うリスクにどう対処するか?】

大学関係者の中には、大学は知の拠点であり、研究活動は管理されるべきものではなく、研究成果は公開して世界でシェアするのが役割だという趣旨のことを主張する研究者らが依然としていると聞きます。しかしそのような抽象論を言っている段階では最早なく、バイオ・セキュリティで真剣な検討がなされているように、研究の公開がテロを助長しかねないという危機感が学術界の中でも既に共有されているところもあります。

あるいは、大学ではありませんが、研究組合が核開発に直結するような技術開発を特許出願することによって、その具体的方法が世界中に公開され、それが懸念国の核開発に寄与した可能性も指摘され、そのリスクも認識されつつあります(具体的には、IAEAの八木雅浩氏による「特許制度に基づく技術情報の公開による大量破壊兵器の拡散リスク」(CISTECジャーナル2014年11月号、No.154所収)、「韓国の未申告レーザーウラン濃縮実験と我が国特許法制上の問題—やはり拡散していた我が国特許出願公開情報」(CISTECジャーナル2016年1月号、No.161所収)参照)。

学術成果はただ公開されればよいというものではないということは、ここからも明らかであり、総論的、抽象的議論をしている余裕はないと感じます。

個別具体的な流出防止策を検討し講じることが喫緊の課題なのです。

【「意図せざる機微技術の流出防止」への総合的取組の必要性】

「軍事研究の禁止」方針に関しては、CISTECジャーナル2015年3月号（No.156）の「雑感コラム」欄に掲載された「東大の『軍事研究禁止』方針に思う—8つの基本的疑問—」で、コラム子が率直な疑問を述べていますが、筆者も同感です。

日本の防衛省・自衛隊は、我が国とその国民の平和と安全を守る組織であるとの前提に立った上で（シビリアンコントロールがきちんと機能することが当然の前提ですが）、

- ①世界には大量破壊兵器や軍拡、テロによって世界や我が国の平和と安全とを脅かそうとしている懸念国や組織が存在しており、日本を含む世界の大学・研究機関のハイテク技術は常に狙われていること。
- ②科学技術のデュアル・ユース性は常にあり、コンピュータ、インターネット、GPS等のように元々は軍事研究によるものであっても、学術や民生の発展に大きく寄与するものも多々あり、結局、使い手と使い道（＝エンドユース）次第であって、軍事研究だから一律に悪いということにはならないこと（安全保障輸出管理の世界では基本的前提です）。
- ③学術研究の公開性・透明性については、軍事研究だからそれらが損なわれるということにはならず、そういう研究が行われていること自体が公開され、社会の監視の下に置かれるということこそがその本質であると考えられること（知財やセキュリティ等の関係もあり、成果の全てが公開されるべきというわけではない）。

等の点をコンセンサスとして、安全保障貿易管理のみならず、営業秘密その他の知財の保護（特に産学連携研究で重要）、バイオ・セキュリティ、サイバーセキュリティ、対日有害活動への対処等を包含して、「意図せざる機微技術の流出防止」の観点から総合的に取り組むことが期待されていると思われます。